

白山市ゼロカーボンチャレンジプロジェクト支援事業補助金交付 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティを実現するため、市内の中小企業者等の脱炭素に向けた積極的な取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、別表第1に掲げる業種の区分に応じ同表に定める資本金又は常勤従業員数の要件に該当する企業及び個人事業主をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、温室効果ガスの排出抑制を図るために行われる、省エネ能力の高い新たな設備、再生可能エネルギー設備又は発電効率を大幅に向上させるシステム（以下「対象設備等」という。）を開発する事業及び対象設備等を導入する事業とし、太陽光発電設備の設置のみを事業の内容とするものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に主たる事業所を有する中小企業者及び別表第2に掲げる組合等（以下「中小企業者等」という。）であって、本市に所在する事業所において前条の補助対象事業を行うものとする。

- 2 中小企業者等が白山市暴力団排除条例（平成24年白山市条例第2号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができないものとする。
- 3 中小企業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成会社及び投資事業有限責任組合を除く。次号において同じ。）が所有しているとき。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有しているとき。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているとき。
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を第1号から前号までのいずれかに該当する中小企業者が所有しているとき。
- (5) 第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めているとき。

（補助対象期間）

第5条 補助の対象となる期間は、補助対象年度の4月1日から翌年の2月末日までとする。

（補助対象費用）

第6条 補助の対象となる費用は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める費用であって、補助対象期間中に支出されるものとする。

- (1) 機械設置費 税抜単価100万円以上の対象設備等の購入（部品を組み合わせる設備を自作する場合における部品の購入を含む。）及び付帯工事に要する費用並びに対象設備等の設計及び搬入に要する費用
- (2) 材料・消耗品費 対象設備等を開発するために必要な材料の購入等に要する費用

2 前項各号に定める費用として補助対象期間中に支出されることが予定されている額の合計がおおむね1,000万円に達しないときは、前項の規定にかかわらず、補助対象費用としない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条第1項の補助対象費用の2分の1に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに市長が別に定める日までに補助対象事業に係る事業概要及び支出されることが予定されている補助対象費用の額がわかる書面を添えて市長に申請しなければならない。

（決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、優れた補助対象事業を行うと認められる申請者に対して補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、審査に必要と認めるときは、申請者に対し、書類等の追加提出を求めることができる。

（変更承認申請を要しない場合）

第10条 この告示において、次に掲げる補助事業の変更は、規則第5条第1項第1号の軽微な変更とみなす。

- (1) 補助対象費用の増減又は第6条各号に掲げる区分による補助対象費用の配分の変更が生じる場合において、その増減又は配分の変更に係る金額が補助対象費用の総額の20パーセント以下であるとき。
- (2) 事業計画の変更が事業の目的等に関係がない細部の変更であると市長が認めるとき。

（遅延等の報告）

第11条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事業遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則において補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合に該当するとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（取得した財産の管理）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産

(以下「取得等財産」という。)を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って効率的に活用しなければならない。

2 補助事業者は、取得等財産について、取得等財産管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了後、取得等財産管理台帳の副本を作成し、実績報告書とともに市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、取得等財産のうち取得価格又は効用の増加価格が税抜50万円以上の機械、器具及び備品等を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び耐用年数を考慮して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出するものとする。

3 規則第19条第2項の規定は、市長が第1項の承認をしようとするときについて準用する。

(関係書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支について明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は市の職員をしてその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(事業終了後の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間について、毎会計年度終了後、事業状況報告書を市長に提出しなければならない。

(申請書等)

第18条 前条までの規定に掲げるもののほか、この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書（規則様式第2号）
- (3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (4) 規則第10条に規定する補助事業遂行状況報告書（規則様式第4号）
- (5) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (6) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (7) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

業種	資本金又は常勤従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （次に掲げるものを除く。）	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業（次に掲げるものを除く。）	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

備考 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者は常勤従業員に含まないものとする。

別表第2（第4条関係）

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

備考

- 1 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業連合会にあっては、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする構成員については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする構成員については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限る。
- 2 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会にあっては、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であって、かつ、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限る。
- 3 内航海運組合及び内航海運組合連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるものに限る。